

くるみん認定と一緒に 「プラス」認定も取得しませんか？

不妊治療を経験した方のうち**26.1%**の方が不妊治療と仕事を両立できずに離職や雇用形態の変更をしたり、不妊治療をやめたりしています。両立困難を感じる理由は通院回数の多さ、精神面・肉体面の負担の大きさ、治療と仕事との日程調整の難しさなどがあげられています。

企業には、不妊治療と仕事の両立への取組みが求められています。

厚生労働省（都道府県労働局）は、次世代育成支援対策推進法に基づき、くるみん等の認定を受けた企業が、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組み、一定の認定基準を満たした場合に、3種類のくるみんにそれぞれ「プラス」認定を追加するもので、「くるみんプラス」「プラチナくるみんプラス」「トライくるみんプラス」と称します。

不妊治療と仕事の両立に取り組み、プラス認定を取得しましょう。

認定基準は？

くるみん認定の認定基準を満たした上で、以下の要件を満たすと取得できます。

○認定基準

- 次の(1)及び(2)の制度を設けていること（※1）
 - 不妊治療のための休暇制度（不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く）
 - 不妊治療のために利用することができる次のうちのいずれかの制度
 - 半日又は時間単位の年次有給休暇
 - 所定外労働制限制度 ○時差出勤制度
 - フレックスタイム制 ○短時間勤務制度
 - テレワーク
- 不妊治療と仕事との両立の推進に関する企業トップの方針を示し、講じている措置の内容とともに労働者に周知していること（※2）
- 不妊治療と仕事との両立に関する研修（※3）その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること
- 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じるための担当者（両立支援担当者）を選任し、労働者に周知していること

くるみん認定を申請する行動計画の終了時まで上記の取組を実施し、認定申請書と取組を明らかにする書類を添付して申請してください。

令和4年3月31日まで（制度創設前）にくるみん認定を受けている企業が**プラス認定基準**を満たした場合は、経過措置として、**令和7年3月31日まで**に申請された分に限り、そのくるみん認定を受けた行動計画の期間に関わらず**プラス認定の対象**になります。

※行動計画に「不妊治療と仕事との両立」の取組を盛り込むことは「望ましい」ものですが、行動計画に盛り込まれていなくても認定の申請ができます。



不妊治療と仕事との両立に関する情報

● 不妊治療と仕事との両立のために（厚生労働省HP）

認定や助成金等、不妊治療と仕事との両立に関する情報を各種掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html



● 不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル

企業向けの制度導入マニュアルです。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001327653.pdf>



● 不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック

労働者向けに、不妊治療の内容や職場での配慮のポイントを紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001073887.pdf>



● ガイドブック

治療を行う労働者ご本人への両立のための情報を提供しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001317072.pdf>



● 不妊治療連絡カード

治療を受ける労働者が、職場において必要な配慮事項等を企業の人事労務担当者に伝えるためのカードです。主治医等が記載・発行する証明書となります。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/30b.pdf>



☆ 就業規則の規定例

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001127218.pdf>

☆ 企業トップによる方針の周知例

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000930524.pdf>

☆ 研修の実施例

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001127224.pdf>



助成金を活用ください

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主の皆さまを支援します。

両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

A 「環境整備、休暇の取得等」

最初の労働者が休暇制度・両立支援制度を合計5日（回）利用 **30万円**

B 「長期休暇の加算」

Aを受給し、労働者が不妊治療休暇を20日以上連続して取得 **30万円**

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000940159.pptx>



相談機関

○ 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

認定や助成金等、不妊治療と仕事との両立に関するお問い合わせはこちらまで。

相談受付は8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

